

随意契約理由書

1 案件名称

「たそがれコンサート 2025」事業運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

本業務は、7～8月に、大阪市立中学校等及び自衛隊や大阪府警などの公設の専属吹奏楽団とともに、生徒ならびに市民に対して、大阪城音楽堂で吹奏楽コンサート「たそがれコンサート」を実施するものである。

本業務は、市立中学校等吹奏楽部のクラブ活動に参加する生徒等が、舞台発表を通じてその技量を高めるとともに、プロフェッショナルの吹奏楽団の演奏に触れることによって、吹奏楽への興味関心を醸成し、音楽を通じた生涯学習の振興を趣旨としている。

とりわけ、多くの中学校のクラブ活動については、吹奏楽専任の指導者なしに取り組まれているのが現状であり、一般の聴衆に対して一定のレベルの演奏ができるようにするためには、プロの吹奏楽の専門家の指導が不可欠である。また、複数の専属吹奏楽団と中学校等の出演を、その技量にあわせて一連のコンサートとしてコーディネートされたものを広く市民に提供する必要がある。

この事業の実施にあたっては、吹奏楽に関して、教育的観点を持って大阪市立中学校等への出演・演奏指導業務を行うとともに、中学校等及び公設の専属吹奏楽団の公演調整業務及び公演企画業務、進捗管理業務を行い、吹奏楽コンサートとして実施するノウハウが必要であり、これらの業務を実施できるのは、関西圏で唯一のプロの交響吹奏楽団で、かつ学校における子どもたちへの吹奏楽指導・鑑賞会実施等に長年携わり、豊富な実績を有する公益社団法人大阪市音楽団以外にはない。

以上の理由により、本事業については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断されることから、同法人と随意（特名）契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立小学校、中学校、義務教育学校及び専修学校の産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）リサイクル処理業務委託（概算契約）

2 契約相手方

野村興産株式会社

3 特名随意契約理由

本市においては、平成13年10月より資源の有効活用の観点から、水銀などの有用な金属類とガラスなどの貴重な資源が多量に含まれる使用済みの蛍光管等について、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的に、市民に対し回収を呼びかけるとともに、事業者に対しては、リサイクル処理を推進するよう求めているところである。

大阪市立小学校、中学校、義務教育学校及び専修学校から排出される廃蛍光管・廃乾電池についても、前述の本市方針に基づき、市民や事業者への取組みを推進し、啓発する観点からも率先して当該廃棄物のリサイクル処理を実施し再資源化を図る。

廃蛍光管・廃乾電池については、微量ながら水銀が含まれており、リサイクル処理にあたっては、この微量水銀を回収する技術が必要となる。

大阪市内に工場を有しており廃棄物を一括して受入れ、業務実施に必要な資格と能力を有し、自社の管理責任下において確実にリサイクル処理の履行ができる業者は「野村興産株式会社」のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記相手方と特名随意契約を締結する。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

4 担当部署

教育委員会 学校運営支援センター学務担当（06-6115-7794）

随意契約理由書

1 案件名称

「第5回大阪市将棋大会」事業運營業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 日本将棋連盟

3 随意契約理由

本大会は、32名を1クラスとして4クラス、64名を1クラスの計192名の参加者数で開催する。競技方法は予選を行った後、決勝はトーナメント形式で行い、優勝者から3位までの順位を決定し表彰する。さらに、参加意欲を高めるために、敗退者の中から希望者を募り、プロ棋士による指導対局や本大会成績優秀者に対する級位・段位の公式認定を行っている。

このような大規模な大会を開催するにあたり、過去の大阪市将棋大会での実績を踏まえ、大会の円滑な運営かつ公正な進行・審判業務が担保できる。また、複数のプロ棋士の招聘がマネジメントを含めて可能でありなお、成績優秀者に対する級位・段位の公式認定証が発行できることが必要不可欠である。以上3点すべてを満たしているのは、将棋に関して高い専門性を持つ、上記団体のみである。以上のことから、本事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3352）

随意契約理由書

1 案件名称

三津屋小学校ほか6校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室等に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」（契約相手方：NTT・TCリース株式会社）により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ
（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度大阪市立学校機械警備業務委託（7 ブロック）警備機器にかかるセンサー設置
変更業務委託（その 7）

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（7 ブロック）については、委託業者総合警備保障株式会社と令和 5 年 8 月 31 日から令和 10 年 8 月 31 日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号 06-6208-9081）